

藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の幼児教育施設における障がい児等の受入れを円滑に推進するとともに、障がい児等の保育の充実を図るため、幼児教育施設が特別支援保育のために要する経費に対し、藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

(1) 幼児教育施設

藤沢市幼児教育施設に対する補助金交付認定基準に該当する施設をいう。

(2) 障がい児等

藤沢市内の幼児教育施設に在園し市内に住所を有する当該補助金交付年度の4月1日現在で満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により病弱又は発育不完全を理由に、その保護者が小学校へ就学させる義務を猶予又は免除された者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の障がい者を有する者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）による療育手帳の交付対象となる障がい者を有する者

ウ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表中区分欄の病弱者に規定する障がい者を有する者

エ 医学上の診断又は心理学上の判定により障がい者と認められた者

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条第1項に規定する幼児教育施設の設置者（以下「設置者」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、幼児教育施設が特別支援保育を行うために必要な人件費、教育研究経費及び管理経費の経常的経費とする。

(補助対象児童)

第5条 補助の対象となる児童は、当該補助金交付年度の5月1日現在在園し、かつ同年度の12月1日までに第2条第2号アからエまでのいずれかに該当した児童とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表第1に定める額又は次条第4号に定める藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金収支予算書における支出の部の合計額のいずれか低い額とする。ただし、施設の開園日数が週3日以上週5日未満の場合は、開園日数に応じた支出割合で支払うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする設置者は、市長が別に定める期日までに、藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金申請園児一覧表(第2号様式)
- (2) 同意書(第3号様式)
- (3) 別表第2に定める特別支援の必要性を証する書類
- (4) 藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金収支予算書(第4号様式)

(補助金の決定通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、審査の上該当と認めるものについて、第6条に基づき補助金額を決定し、藤沢市幼児教育施設特別支援教育費補助金交付決定通知書（第5号様式）により設置者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者は、当該補助金の請求に係る書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、特別支援保育の目的を達成するため次の各号に掲げる事項に留意して補助事業を行うように努めなければならない。

(1) 特別支援保育の実施に必要な教員の確保及び施設設備の整備改善を行うこと。

(2) 特別支援保育を担当する教員には、必要に応じて実務的専門的知識の習得の機会を与えるとともに、他の教職員にも協力が得られるよう配慮すること。

(事業の変更等)

第11条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、当該事業の計画を変更または中止しようとする場合は、藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金変更・中止承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金変更等承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第12条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、申請の取下げを行う場合は、交付決定の通知を受理した日から10日以内に、その旨を任意の書式に記載し、市長に提出しなければならない。

(事業完了届及び実績報告書の提出)

第13条 規則第5条の規定による事業完了届及び同規則第8条の規定による実績報告は、交付決定した年度終了後、市長が別に定める期日までに、藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金事業完了届兼実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金実施報告書（第9号様式）

(2) 藤沢市幼児教育施設特別支援保育費補助金収支決算書（第10号様式）

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 書類の記載事項について事実と相違した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(書類の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(暴力団排除)

第16条 市長は、藤沢市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、設置者が同条例第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等及びそれらとの関係を有すると認められる者であると認めるときは、補助金の交付の対象としない。

(実施細則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和９年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和３年４月１日）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和４年２月１日）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和４年５月１日）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和６年４月１日）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和８年４月１日）

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

（１）金額

対象児童	補助金額
1 人	1, 9 0 8, 0 0 0 円
2 人	2, 6 0 4, 0 0 0 円
3 人	3, 3 0 0, 0 0 0 円
4 人	5, 2 0 8, 0 0 0 円
5 人	5, 9 0 4, 0 0 0 円

（２）開園日数に応じた金額

開園日数	週 4 日開園	週 3 日開園
支出割合	8 0 %	6 0 %

別表第 2（第 7 条関係）

障がいの種別と補助対象区分		特別支援の必要性を証する書類 (いずれか 1 種類)
の 身体 障が 障害者 いを 障害程度 有する 等級表 者	○視覚障がい（１～６級） ○聴覚障がい（２～４級、６級） ○肢体不自由（１～７級） ○言語（機能）障がい（３～４級） ○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能障がい（１～４級） ○平衡機能障がい（３級、５級）	（１）身体障害者手帳の写し （２）特別児童扶養手当受給証書の写し （３）在宅重度障害者等手当受給証書の写し （４）診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等）
なる療育 障が 手帳の いを 交付対象 有する となる 者	○精神発達遅滞・知的障がい（Ａ１～Ｂ２）または指数が 7 5 以下 （「指数」とは標準化された検査により判定した結果を指数化したもの）	（１）療育手帳の写し （２）特別児童扶養手当受給証書の写し （３）在宅重度障害者等手当受給証書の写し （４）診断書（県の様式でも可）・判定書 （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等又は判定書）

学校教育法施行令の病弱者に 規定する障がいを有する者	○病弱・虚弱 特別支援学校の対象となる病状及び程度	診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記され、かつ継続して医療又は生活規制を必要とする と明記された診断書等）
医学上の診断又は心理学上の判定に より障がいがあると認められた者	○発達障がい 例：自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等 ○情緒障がい ○言語障がい 機能障がいでない重い言葉の遅れ	診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された 診断書等）

※診断書・判定書については、原則申請年度に発行したものとしませんが、前年度4月以降に発行されたものも可とします。

※診断書・判定書については、写しでも可とします。

※特別児童扶養手当受給証書については、所得制限のため支給停止の場合でも可とします。